

独立行政法人奄美群島振興開発基金
平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目	評定結果 (前回)	評定理由	意見																																																																
第二期中期計画	平成24年度計画																																																																		
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	1. 業務運営の効率化に関する年度計画																																																																		
<p>(1) 業務運営体制の効率化</p> <p>① 中期目標期間中に1名以上の定員削減を行う。また、審査部門と期中債権管理部門の一元化により事業の起業段階からその後の経営安定までの支援体制を強化するとともに、長期延滞債権等特別に管理を行うことが必要な債権の集中管理の徹底を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制に向けて、組織体制・人員配置の見直しを行う。</p> <p>審査の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会の活用を図る。</p>	<p>(1) 業務運営体制の効率化</p> <p>① 効率的な業務運営体制に向けて、以下の内容を含む組織体制・人員配置・定員の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務課において、担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当する地区別担当制に引き続き取り組み、資金需要の動向把握、地区別相談会の実施等による相談機会の増加等を通じ、地域密着の度合いを更に高め地域金融機関として効果的な業務運営を行う。 ・業務課・管理課の債権管理業務において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行う。 ・保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する。 ・役員会で組織体制・人員配置・定員の見直しについて定期的な協議を行う。 <p>② 審査の厳格化を図るため、理事長以下を構成員とする審査委員会において、保証及び融資に係る全申込案件を審査する。</p>	<p style="text-align: center;">S (A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な業務運営に資するため、業務課において引き続き地区別担当制を導入し担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当することで、地域密着の度合いの向上に努めている。これらの結果、保証、融資の新規実績は昨年度より増加となっている。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: small;"> <caption style="text-align: right;">(単位：件、百万円)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">保証実績</th> <th colspan="2">保証残高</th> <th colspan="2">融資実績</th> <th colspan="2">融資残高</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>135</td> <td>1,605</td> <td>476</td> <td>4,731</td> <td>111</td> <td>1,449</td> <td>1,112</td> <td>6,621</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>121</td> <td>1,611</td> <td>456</td> <td>4,764</td> <td>137</td> <td>1,452</td> <td>1,065</td> <td>6,428</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>△ 14</td> <td>6</td> <td>△ 20</td> <td>33</td> <td>26</td> <td>3</td> <td>△ 47</td> <td>△ 193</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務課・管理課において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行っている。これらの結果、債権回収の実績は昨年度より増加となっている。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; font-size: small;"> <caption style="text-align: right;">(単位：千円)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>求償権回収</th> <th>償却求償権回収</th> <th>損害金回収</th> <th>延滞貸付金回収</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>108,594</td> <td>8,473</td> <td>3,104</td> <td>151,135</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>145,099</td> <td>17,443</td> <td>9,297</td> <td>182,020</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>36,505</td> <td>8,970</td> <td>6,193</td> <td>30,885</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、19事業者に対して経営維持・安定、事業再生の支援を実施している。 ● 効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会で協議を行い、人事異動等への反映を行うとともに、定員の見直しについての検討を行っている。 ● 審査の厳格化を図るため、全案件を審査委員会で審議している。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議案件(24年4月～25年3月) ※ () は前年度実績である。 保証：121件(135件) 		保証実績		保証残高		融資実績		融資残高		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平成23年度	135	1,605	476	4,731	111	1,449	1,112	6,621	平成24年度	121	1,611	456	4,764	137	1,452	1,065	6,428	増減	△ 14	6	△ 20	33	26	3	△ 47	△ 193		求償権回収	償却求償権回収	損害金回収	延滞貸付金回収	平成23年度	108,594	8,473	3,104	151,135	平成24年度	145,099	17,443	9,297	182,020	増減	36,505	8,970	6,193	30,885	
	保証実績			保証残高		融資実績		融資残高																																																											
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																											
平成23年度	135	1,605	476	4,731	111	1,449	1,112	6,621																																																											
平成24年度	121	1,611	456	4,764	137	1,452	1,065	6,428																																																											
増減	△ 14	6	△ 20	33	26	3	△ 47	△ 193																																																											
	求償権回収	償却求償権回収	損害金回収	延滞貸付金回収																																																															
	平成23年度	108,594	8,473	3,104	151,135																																																														
平成24年度	145,099	17,443	9,297	182,020																																																															
増減	36,505	8,970	6,193	30,885																																																															

② 審査情報のデータベース化、集約化の推進等により審査事務の効率化・高度化を図る。

③ 金融機関としての質的向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修や資格取得を推進する。

④ 奄美基金内部の評価・点検チームによる自己評価を行い、評価結果を業務運営に反映させる。

③ 審査業務のコスト削減を図る観点から、保証・融資業務の実施に集約化の推進に努め、情報の一元管理を図るとともに、事務処理の迅速化を図る。

④ 金融機関としての質的向上を図るため、研修計画を策定し外部の専門機関等の研修プログラムを活用して年間4名以上の職員研修を行うとともに業務に資する職員の資格取得を推進する。
また、民間金融機関から人材受入等による専門的知識の習得、役職員一体での勉強会の定期的開催、OJTの活用等により金融知識の一層の充実を図り地域金融機関としての役割強化に資する人材育成強化と組織力の向上を図る。

⑤ 奄美基金内部に設置した横断的な業務の評価・点検チームにて業務運営全般の協議を原則として毎月20日に行うこととし、必要に応じて有識者を活用し、自己評

融資：137件（111件）
計：258件（246件）

● 財務諸表のデータベース化により経営指標及び同業他社比較資料の作成活用等審査事務の効率化を図っている。また、資金相談、受付、審査、事後処理及び債権管理の各段階における業務進捗管理資料の作成により利用者情報、対応状況等利用に関する情報の一元管理を行い事務リスクの軽減に努めている。

● 職員の資質向上を図るため、年間延べ25名の通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。また、研修結果については資料及びレポート等により各課職員への周知を行っている。

① きんざい通信講座（平成24年7月～）

【2ヶ月コース】

○ テーマ：簿記マスター講座2ヶ月コース、事業承継入門講座2ヶ月コース、金融機関における反社会的・マネーロンダリング対策講座2ヶ月コース

○ 受研者：業務課1名、管理課1名、出先事務所1名

【3ヶ月コース】

○ テーマ：信用リスク管理と融資戦略講座、企業目利き力養成講座、3ヶ月マスター税務コース、新3級FP技能士・学科+実技受験対策講座

○ 受研者：業務課2名、管理課1名、出先事務所1名

【4ヶ月コース】

○ テーマ：2級FP技能士・学科+実技受験対策講座、中小企業の信用調査講座

○ 受研者：業務課1名、総務企画課1名

【8ヶ月コース】

○ テーマ：1級FP技能士受験対策講座

○ 受研者：業務課1名

② 鹿児島地方法務局管内訴訟事務担当者研修

（平成24年10月19日）

○ テーマ：訴訟制度、民事訴訟法入門、国家賠償法について

○ 受研者：管理課1名

③ 顧問弁護士との債権管理実務等研修

（平成24年10月26日）

○ テーマ：時効に関する最高裁判決の解説

○ 受研者：業務課7名、管理課4名、総務企画課1名、出先事務所2名

● 職員の資格取得の状況は次のとおりであった。

- ・ FP1級 1名
- ・ FP2級 2名
- ・ 宅地建物取引主任 1名

● 理事主催の勉強会の定期的な開催（毎週実施）及び業務プロセス改善等協議を通じ職員の金融知識の充実、経営相談スキル及び能力向上を図っている。

● 奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、業務運営体制等の協議を延べ16回行い、業務実績についての自己評価について（※1）、独立行政法人の制度及び組織の見直しにかかる第三者委員会及び「奄美群島振興開発審議会」に設置されたワーキンググループにおける協議等について

価値を行う。また、適切な業務運営に資するため業務プロセスの見直しを行い各種マニュアル及び事務処理等の改善を図る。

⑤ 内部統制の確立に向け、コンプライアンス委員会の活用等によるコンプライアンスの徹底、内部検査、監事及び会計監査人による監査の強化、財務内容等の情報開示の充実等により、実効ある業務運営体制を構築する。

⑥ 内部規程の整備・見直しやコンプライアンスに関する研修等を定めたコンプライアンスプログラムに基づき、コンプライアンス役員参加による研修会の実施及び資料配付等による啓発・周知の強化に努めるとともに報告等進捗状況の把握及びコンプライアンスの徹底を図る。また、業務プロセスの見直し結果を反映し内部統制の体制を確立する。また、内部統制の検査、監事及び会計監査人による監査の事後実施、指摘された改善事項の実効ある業務運営体制を構築する。

(※2)、本部の人員体制の見直しについて(※3)等の検討、協議を行っている。

(※1)

○年度計画にかかる業務実績の自己評価を行っている。

(※2)

○第三者委員会における検討内容の整理、業務運営改善策の協議等を実施している。また、ワーキンググループによる協議に際しては、各種基礎資料の整理、作成を行うとともに今後の奄美基金の業務、組織の在り方についての検討、協議を行っている。

(※3)

○本部の人員体制について検討を行い、非常勤職員の見直し及び電算専門職員の所管業務について役員会等への報告を行っている。

●また、業務プロセス改善にかかるプロジェクトチームによりプロセスマップ及び業務記述書等の作成整備を図るとともに、全般的な様式、マニュアル等の改正を図ることにより業務効率の改善、業務プロセスの共有に努めている。

●実効ある業務実施体制の構築を図るため、「コンプライアンス委員会」での協議を実施(開催回数12回)しているほか、違反行為に対する処分を具体的に規定する等のコンプライアンス関係規程及びマニュアルの改正を行い(平成24年4月)、コンプライアンス体制の強化に努めている。また、毎月の例会等においてコンプライアンスの情報発信、周知を行うとともに職員に対しコンプライアンスチェックシートにより浸透度等の点検を行っている。内部検査規程に基づき、出先事務所等に対する内部検査(平成25年2月)を実施している。

●その他内部統制の確立に向け、下記の取組を行っている。

・定期的に開催される定例会等において、年度計画とその実施状況について役員会での協議を行い情報の共有に努めるとともに、業務の適切な実施に必要な事項について、随時、指示を行っている。

・役員会において、業務遂行にあたっての重要事項の協議を行い、リスク・問題点の把握・対応を行っている。

・これら会議の中で、保証・融資実績、求償債権回収実績、延滞貸付金回収実績、延滞債権の状況及び収支の実績等の計画対比での分析・検討を行い対応策協議(取組方法の改善、人員配置等)を実施するとともに、半期毎に理事長と職員で組織の在り方、方向性、業務改善等についての勉強会を開催し、この中で内部統制に関する事項について周知徹底を図っている。

・また、理事長の指導による業務プロセスの改善等を通じて、事務体制の全体的な見直し(事務フローの整理、マッピング、事務リスク管理等)を図るとともに各種リスクに対応するための内部統制確立・強化のための協議等を実施している。

※これら内部統制の改善措置を確実に実施するため、平成25年4月より監査を含む内部統制担当職員を専任配置(1名)している。

・内部統制について他の金融機関のヒアリングを行っている。

(福岡銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、日本政策投資銀

⑥ 調達方式の適正化を図るため、随意契約見直し計画を踏まえ、組状況を公表し、フォローアップを実施するとともに、監事及び会計監査人による監査において入札及び契約の適正な実施についてチェックを受ける。

⑦ 調達方式の適正化を図るため、随意契約による競争性及び透視得ない場合を除き、競争性及び透明性を確保する観点から策定した随意契約見直し計画を踏まえ、組状況を公表し、フォローアップを実施するとともに、監事及び会計監査人による監査において入札及び契約の適正な実施についてチェックを受ける。

行)

・業務プロセスの共有、生産性の向上を図り、長期にわたり同じ業務を行っている職員の異動を円滑に実施（2名）している。

なお、引き続き、全職員に対し定期的に社内報を配付し、連絡事項の周知徹底及び業務改善、コンプライアンス等の啓発に努めている。

●監事は、「内部統制に関する事項」、「契約に関する事項」等を含む業務運営状況及び理事長の内部統制の整備・運用状況を含めた役員職務執行状況等について、役員間での意見交換等も通じ、監査を適切に行っており、この結果、監査報告書における指摘等は特になされていない。

●会計監査人による財務諸表等に対する監査も適切に行われており、この結果、会計監査人の監査報告書における指摘等は特になされていない。

●随意契約の見直し状況については、以下のとおり取り組んでいる。

○平成24年度における一般競争、指名競争の実績はなく（平成23年度は一般競争が1件（16.7%）、4,725千円（34.8%）、少額随意契約（「会計法」及び「予算決算及び会計令」に準拠）以外の契約状況については、

・随意契約（4件（80.0%）、3,762千円（43.1%））
（23年度：4件（66.6%）、3,867千円（28.5%））

※財務諸表の官報公告など供給を行うことが可能な業者がその場合等であり、一般競争に付することが困難であるため。（経理規程第18条第1号の規定に基づいて実施。）

・企画競争・公募（1件（20.0%）、4,975千円（56.9%））
（23年度：1件（16.7%）、4,988千円（36.7%））

※監査契約であり、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとなっている。

※当基金役員2名（理事、総務企画課長）、外部審査委員1名（弁護士）からなる会計監査人候補者選定委員会において、スコアリング表により審査を実施する旨と監事の同意を得て主務大臣に候補者名簿を提出している。なお、主務大臣より選任した旨の通知が到着後、ホームページ上で応募者の審査結果、選考標準を公表している。

となっており、随意契約によることやむを得ない契約のみである。なお、契約事務の執行体制や平成24年度の随意契約4件及び企画競争・公募1件について監査が行われ、随意契約について、真にやむを得ないものであると認められたことから、平成24事業年度に係る監査報告書及び会計監査人の監査報告書において、特に指摘等はなされていない。

○契約制度については、「経理規程」、「契約事務取扱細則」及び「契約公表基準」において、契約方式、契約事務手続、公表事項等、国の基準に準じたものとなっている。

○これまでは企画競争・公募を行った実績はあったが、当基

金の事業内容、規模等から総合評価方式に適した案件がなかったため、要領、マニュアル等は未整備となっているが、今後、このような契約に適した契約案件が生じる場合に備えて、平成22年10月1日付で「入札に係る総合評価方式の運用マニュアル」を制定している。また、同様に内部契約の再委託の例もないことから、契約書のひな型や内部規程等において措置事項は特に定めていなかったが、今後、このような調達案件が生じる場合に備えて、平成22年10月1日付で「再委託の適正化を図るための運用基準」を制定している。

- 当基金では、平成22年6月作成の「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、売買、貸借、請負その他契約をなす場合において競争性及び透明性を確保するものとし、随意契約の適正化に努めているところである。平成20年度において企画競争を実施した結果、一者応募となっていたものについて、応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、引き続き以下のとおり改善策を進めている。

- ・ 公告期間

公告は、当基金のホームページ上で企画書の公募を行うこととし、期間は2週間としていたが、3週間に延長を図るとともに、制度改正を行ったうえで平成21年度に公告を実施したところ4者から応募があり、更に平成22年度においては5者、平成23年度においては7者、平成24年度においては5者の応募があった。

- 「随意契約等見直し計画」において、これまで随意契約だったものから競争入札に移した事例はない。

また、当基金の事業内容、規模等からこれまで工事等の発注・高額資産の購入等、対象となる契約がなかったことから官民競争入札は導入していない。

- 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、当基金監事1名、外部有識者2名（税理士、司法書士）からなる契約監視委員会を平成21年12月10日に設置している。なお、平成25年6月10日に第4回契約監視委員会を開催し、平成24年度に締結した競争性のない随意契約及び一般競争入札等を実施した契約について点検を行い、指摘はなされていない。

- ホームページによる公表状況は以下のとおりである。

- ・ 平成24年度に締結した「競争性のない随意契約」に係る情報：平成25年6月18日
- ・ 第4回契約監視委員会の議事要旨：平成25年6月18日

項 目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																																																															
第二期中期計画	平成24年度計画																																																																		
<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中期目標期間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%以上に相当する額を削減する。</p> <p>② 人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減と構造改革を踏まえ、国家公務員の給与体系の見直しを進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>③ 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、以下の措置を講じ、第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で12%以上に相当する額を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各課の連携による業務の合理化及び効率的な業務の実施を図るとともに全般的な見直しを行うことにより一般管理費の抑制を図る。 各種経費について、役員員に対し、支出状況等定期的な周知を行い、コスト意識を徹底させる。 <p>② 人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、以下の措置を講じ、平成17年度比で7%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職手当について、20%削減を維持する。 定期昇給等の見直しを行う。 <p>③ 年度全体の支出計画を基に月毎、四半期毎の支出計画を作成し支出管理担当者により、計画と実績について毎月、役員会及び役員員で毎月の業務実績、計画の進捗状況等の確認を行う定例会に報告し協議を行う。</p> <p>④ 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	S (S)	<p>● 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、年度計画(対20年度計画比で12%以上削減)を上回り15.4%の削減となっている。なお、人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対17年度比で7%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り19.0%の削減となっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20計画(A)</th> <th>24計画(B)</th> <th>B/A-1 (対20計)</th> <th>24実績(C)</th> <th>C/A-1 (対20計)</th> <th>C/B-1 (対24計)</th> <th>23実績(D) (参考)</th> <th>C/D-1 (対23)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>△12.0 (△5)</td> <td>34</td> <td>△15.4 (△6)</td> <td>△3.8 (△1)</td> <td>30</td> <td>+12.0 (+4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 一般管理費総額の状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20計画(A)</th> <th>24計画(B)</th> <th>B/A-1 (対20計)</th> <th>24実績(C)</th> <th>C/A-1 (対20計)</th> <th>C/B-1 (対24計)</th> <th>23実績(D) (参考)</th> <th>C/D-1 (対23)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>249</td> <td>238</td> <td>△4.3 (△11)</td> <td>210</td> <td>△15.7 (△39)</td> <td>△11.9 (△28)</td> <td>214</td> <td>△1.9 (△4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>《総人件費改革の取組状況》</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年度 (17年度)</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費支給額</td> <td>152</td> <td>151</td> <td>140</td> <td>131</td> <td>125</td> <td>122</td> <td>130</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>削減率</td> <td></td> <td>△0.7</td> <td>△8.0</td> <td>△13.6</td> <td>△17.9</td> <td>△19.5</td> <td>△14.6</td> <td>△19.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)が前年度実績に比して増加した要因は、独立行政法人の制度及び組織の見直し等にかかる主務省等の協議に伴う出張旅費及び東京都に在勤する職員の変動に伴う赴任旅費の支出があったこと等から、旅費交通費の支出が増加したことによる。</p> <p>【これまで講じた給与の見直し等】(注)が24年度の見直し等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(役員の俸給月額)</p> <p>理事長: 784千円(15計画)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>775千円(独法前)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>697千円(独法後)※経営改善策 (△78千円/△10.1%)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>694千円(17年12月)※人事院勧告 (△3千円/△0.43%)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>691千円(21年12月)※人事院勧告 (△3千円/△0.43%)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>689千円(22年12月)※人事院勧告 (△2千円/△0.29%)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> </div>		20計画(A)	24計画(B)	B/A-1 (対20計)	24実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対24計)	23実績(D) (参考)	C/D-1 (対23)	一般管理費	40	35	△12.0 (△5)	34	△15.4 (△6)	△3.8 (△1)	30	+12.0 (+4)		20計画(A)	24計画(B)	B/A-1 (対20計)	24実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対24計)	23実績(D) (参考)	C/D-1 (対23)	一般管理費	249	238	△4.3 (△11)	210	△15.7 (△39)	△11.9 (△28)	214	△1.9 (△4)		基準年度 (17年度)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	人件費支給額	152	151	140	131	125	122	130	123	削減率		△0.7	△8.0	△13.6	△17.9	△19.5	△14.6	△19.0	
	20計画(A)	24計画(B)	B/A-1 (対20計)	24実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対24計)	23実績(D) (参考)	C/D-1 (対23)																																																											
一般管理費	40	35	△12.0 (△5)	34	△15.4 (△6)	△3.8 (△1)	30	+12.0 (+4)																																																											
	20計画(A)	24計画(B)	B/A-1 (対20計)	24実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対24計)	23実績(D) (参考)	C/D-1 (対23)																																																											
一般管理費	249	238	△4.3 (△11)	210	△15.7 (△39)	△11.9 (△28)	214	△1.9 (△4)																																																											
	基準年度 (17年度)	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度																																																											
人件費支給額	152	151	140	131	125	122	130	123																																																											
削減率		△0.7	△8.0	△13.6	△17.9	△19.5	△14.6	△19.0																																																											

6 8 5 千円 (24年 4 月) ※人事院勧告
(△ 4 千円 / △ 0 . 5 8 %)
6 1 8 千円 (24年 4 月) ※臨時特例措置
(△ 6 7 千円 / △ 9 . 7 7 %)

理 事 : 6 4 0 千円 (15計画)
↓
6 3 3 千円 (独法前)
↓
5 6 9 千円 (独法後) ※経営改善策
(△ 6 4 千円 / △ 1 0 . 1 %)
↓
5 6 7 千円 (17年12月) ※人事院勧告
(△ 2 千円 / △ 0 . 3 5 %)
↓
5 6 5 千円 (21年12月) ※人事院勧告
(△ 2 千円 / △ 0 . 3 5 %)
↓
5 6 3 千円 (22年12月) ※人事院勧告
(△ 2 千円 / △ 0 . 3 5 %)
↓
5 6 0 千円 (24年 4 月) ※人事院勧告
(△ 3 千円 / △ 0 . 5 3 %)
5 0 5 千円 (24年 4 月) ※臨時特例措置
(△ 5 5 千円 / △ 9 . 7 7 %)

(役員の特地勤務手当)
俸給月額 × 1 2 % (15計画、独法前) → 廃止 (独法後)
※経営改善策

(役員の特別手当)
支給率 : 3 . 5 0 月 (15計画) → 3 . 3 0 月 (独法前)
→ 3 . 3 5 月 (17年度) ※人事院勧告 (+ 0 . 0 5 月)
→ 3 . 1 0 月 (21年度) ※人事院勧告 (△ 0 . 2 5 月)
→ 2 . 9 5 月 (22年度) ※人事院勧告 (△ 0 . 1 5 月)
→ 2 . 9 5 月 × 9 0 . 2 3 % (24年度) ※臨時特例措置

(職員給与)
職員俸給表の改定 : 平均改定率 △ 0 . 3 2 % (17年12月)
※人事院勧告
職員俸給表の見直し : 平均改定率 △ 4 . 8 % (18年 4 月)
※人事院勧告
勤務成績に基づく昇給制度の導入
(18年 4 月) ※人事院勧告
職員俸給表の改定 : 平均改定率 △ 0 . 2 % (21年12月)
※人事院勧告
定期昇給 : 全職員見送り (22年 1 月) ※経営改善策
職員俸給表の改定 : 平均改定率 △ 0 . 0 8 % (22年12月)
※人事院勧告
職員俸給表の改定 : 平均改定率 △ 0 . 2 6 % (24年 4 月)
※人事院勧告
俸給月額の減額 : 4 . 7 7 % ~ 9 . 7 7 % (24年 4 月)
※臨時特例措置
(地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給についても同様)

(職員諸手当)
扶養手当 : 配偶者 1 4 , 0 0 0 円 (15計画)
→ 1 3 , 5 0 0 円 (独法前)
→ 1 3 , 0 0 0 円 (17年12月)

※人事院勧告(△500円)
 : 3人目以降の子等 5,000円(改正前)
 → 6,000円(19年4月)
 ※人事院勧告(配偶者以外の扶養親族である子等と同額、+1,000円)
 : 配偶者以外の扶養親族である子等
 6,000円(改正前)
 → 6,500円(20年3月)
 ※人事院勧告(+500円)
 住居手当: 自宅に係る住居手当(新築・購入後5年間、月額2,500円)廃止(21年12月)※人事院勧告
 管理職手当: 本俸月額の内16%以内(改正前)
 → 定額化(19年4月)※人事院勧告
 : 中期計画期間中の20年度までは20%カット
 ※経営改善策
 : 中期計画期間中の25年度までは20%カット
 ※経営改善策
 地域手当既受給者の異動に伴う支給措置の廃止
 (19年4月)※経営改善策

(職員の特別手当)

支給率: 4.65月(15計画)→4.40月(独法前)
 → 4.45月(17年度)※人事院勧告(+0.05月)
 → 4.15月(21年度)※人事院勧告(△0.30月)
 → 3.95月(22年度)※人事院勧告(△0.20月)
 → 3.95月×90.23%(24年度)※臨時特例措置

(本部職員の特地勤務手当)

俸給月額×12%(15計画、独法前)→俸給月額×9%(17年度)
 ※経営改善策
 →俸給月額×6%(18年度)
 ※経営改善策
 →俸給月額×3%(19年度)
 ※経営改善策
 →廃止(20年度)
 ※経営改善策

(出先事務所職員の特地勤務手当)

俸給月額×20%(23年度まで)→俸給月額×16%(24年度)
 ※経営改善策

[参考]平成24年度役職員の報酬・給与等公表資料より

【対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術)】

○指数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指数	113.7	108.5	106.0	101.2	101.4	96.2	93.4	95.0

	24年度
指数	96.2

○給与水準の適切性の検証

- ・国からの財政支出について
 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合 6.5%
 (国からの財政支出額(出資金)200,000千円、支出予算の総額3,061,650千円:平成24年度予算)
- ・累積欠損額について

累積欠損額 5,766,831千円(平成23年度決算)
(検証結果)

当基金は、奄美群島内の中小零細事業者を対象に債務保証及び融資業務を行っており、累積欠損額は、自己査定結果及び引当基準に基づき適切に引当金を計上したこと等によるものである。この累積欠損額の早期解消が喫緊の課題であることから、審査の厳格化、期中管理の強化、一般管理費の抑制などによる財務内容の改善に努めているところである。これら取り組みを通じて、給与水準についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるなど適切なものとなるよう努めている。

○講ずる措置

- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置を実施する。
- ・管理職手当について、中期計画期間中(平成25年度まで)は20%削減を維持する。
- ・徳之島及び沖永良部島に在勤する職員に支給している特地勤務手当について、支給率を当分の間引き下げる。
※20%→16%(平成24年4月)→12%(平成25年4月)
- ・組織の業務改善を確実に進めるため、能力・業績や法令等の遵守状況などを反映した人事評価・報酬体系への移行を図り、職制に応じて組織に対する貢献度が著しく不足していると認められる場合、もしくはコンプライアンス上の問題があると認められる場合等には、降給・降格も措置できる人事体系とするために、定期昇給の号俸数の見直しとともに、併せて特別手当(勤奨手当)の成績率の見直しを行う。
※平成25年6月1日施行

(旅費)

12百万円(15計画)→9百万円(17実績)
(対15計画△3百万円/△29.0%)
→7百万円(18実績)
(対15計画△5百万円/△37.9%)
→7百万円(19実績)
(対15計画△5百万円/△38.0%)
→9百万円(20実績)
(対15計画△3百万円/△22.2%)
12百万円(20計画)→8百万円(21実績)
(対20計画△4百万円/△34.5%)
→9百万円(22実績)
(対20計画△3百万円/△28.5%)
→5百万円(23実績)
(対20計画△7百万円/△57.5%)
→9百万円(24実績)
(対20計画△3百万円/△21.0%)

- 支出管理担当者を総務企画課長と定め、毎月の役員会等に予算執行状況を報告し、協議を行っている。福利厚生費については、法令上必要な経費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、児童手当拠出金)以外は支出していない。

- 平成23年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を平成23事業年度業務実績報告書に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表している。

また、平成24年度給与水準（役員報酬額、ラスパイレス指数等）についても、ホームページ上で公表している（平成25年6月28日）。

- なお、地域の給与の比較については、当基金が組織運営を行っていくため中枢機能たる本部は奄美市に存在していることや、業務自体、金融や債権管理という法的な知識が必要ななど相当高度な知識が必要な面もあることも考慮すべき重要な事項である。

項	目	評定結果 (前回)	評定理由	意見
第二期中期計画	平成24年度計画			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画			
<p>(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等を行う。 標準処理期間 6日</p>	<p>(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 標準処理期間を6日に設定し、以下の措置を講じること等により事務処理を迅速化し、引き続きその期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。 <p>・ 関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。</p> <p>・ 申込事業者の財務諸表分析等について中小企業信用情報データベースシステムを活用する。</p>	A (S)	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準処理期間内に処理を行った割合は、95.0%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 ● 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。(P2記載事項再掲) ○ きんざい通信講座(平成24年7月～) 【2ヶ月コース】 ○ テーマ：簿記マスター講座2ヶ月コース、事業承継入門講座2ヶ月コース、金融機関における反社会的・マネーロンダリング対策講座2ヶ月コース ○ 受研者：業務課1名、管理課1名、出先事務所1名 【3ヶ月コース】 ○ テーマ：信用リスク管理と融資戦略講座、企業目利き力養成講座、3ヶ月マスター税務コース、新3級FP技能士・学科+実技受験対策講座 ○ 受研者：業務課2名、管理課1名、出先事務所1名 【4ヶ月コース】 ○ テーマ：2級FP技能士・学科+実技受験対策講座、中小企業の信用調査講座 ○ 受研者：業務課1名、総務企画課1名 【8ヶ月コース】 ○ テーマ：1級FP技能士受験対策講座 ○ 受研者：業務課1名 ● 理事主催の勉強会の定期的な開催(毎週実施)及び業務プロセス改善等協議を通じ職員の金融知識の充実、経営相談スキル及び能力向上を図っている。 ● 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。(57回) ● 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者による財務諸表データ活用についての研修を行っている。 	
② 適切な保証条件の設定 保証料率をはじめとする保証条件について、業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融として	② 適切な保証条件の設定 適切な保証条件の設定を行うため、以下の施策に取り組む。 イ 保証限度額及び民間金融機関と	A (A)	● 保証のカバー率の引き下げについては、平成19年11月に	

の役割、保証リスク、新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う。また、台風常襲地帯である等の自然的特性を保証につけては、上記に加え、近年の災害状況等も踏まえながら、条件設定を行う。なお、保証条件については、定期的な点検を行うついで、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う保証制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。

さらに、地方公共団体が設定する制度保証について、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の状況を踏まえつつ、新たな産業育成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について地方公共団体と定期的な会議を開催する等連携して取り組んでいく。

の適切なリスク分担の在り方等について検討を行う。

ロ 信用保証協会等他の保証機関の保証料率、保証限度等の保証条件について、調査、資料の収集・整理等を行い、奄美基金の保証条件との比較検討を行う。

ハ 鹿児島県が開催する「中小企業融資制度研究会」等制度資金関係会議に出席し、鹿児島県が設定する制度保証について、新規制度の創設及び既存制度の改善等について協議を行う。

ニ 奄美基金において、商工会の経営指導員等を構成員とする保証業務関係者会議を開催し、保証条件、各地域の保証需要についての意見徴求を行う。

ホ 上記の結果を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切なものであるかどうか評価・点検チームで検討を行い、役員に報告及び協議を行う等、必要に応じて保証条件の見直しを行う。

金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導入しており、民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等に資するものとして、平成24年度においても引き続き対応している。

※平成24年度末保証残高47.6億円中、責任共有制度適用分は32.1億円（67.4%）。

●国の緊急総合対策として全国の信用保証協会において導入された「セーフティネット保証」について、奄美群島地域における同制度の受付窓口を引き続き設置している。

（受付窓口設置：平成20年9月24日）
（平成23年度申込受付実績：41件 664百万円）
（平成24年度申込受付実績：48件 939百万円）

※セーフティネット保証
取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、業況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し金融円滑化を図るための保証制度。

●鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」へ出席し、新規制度及び既存制度の見直し等について協議を行っている。

○開催日：平成24年8月21日
○出席者：鹿児島県内金融機関、信用保証協会、商工会議所連合会、商工会連合会、奄美基金等
○テーマ：県融資制度の運用及び課題にかかる意見交換

●奄美基金主催の「保証業務関係者会議」を開催し、既存の保証条件、地元の保証需要について、意見の聴取・交換等を行っている。

○開催回数：20回
○出席者：金融機関担当者、商工会担当者等
○テーマ：保証業務の概要、実績状況、保証制度の周知、基金に対する要望等

●以上の協議等を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切であるかどうか内部で検討し、平成25年4月からの保証制度等の改善に活かしている。

①「創業支援資金」（鹿児島県保証制度）の整理統合
・「独立開業型」、「新事業創出型」及び「小口開業型」の3つの区分を整理統合して利便性の向上を図ることとした。
（決定日：平成25年3月29日
施行日：平成25年4月1日）

②「東日本大震災緊急対策資金」（鹿児島県保証制度）の取扱期限延長
・東日本大震災により経営に支障を来している中小企業者等を支援するため国において新設された「東日本大震災復興緊急保証制度」に対応した資金を創設し、東日本大震災に起因する事由により経営に大きな影響を受けた中小企業者等に対して資金供給の円滑化を図り、経営の安定化を支援する（平成23年6月21日創設）。

・国の「東日本大震災復興緊急保証制度」の適用期限を平成26年3月31日まで延長する政令が閣議決定されたため、本資金の取扱期限も延長する。
（取扱期限）平成25年3月31日 → 平成26年3月31日

③鹿児島県中小企業制度資金に係る緊急金融対策の期限延長
・厳しい経済状況等を勘案して、次の措置を1年間延長し

た。
(対象資金) 「中小企業振興資金」の運転設備資金、「小規模企業活力応援資金」
(保証料引き下げ率) 0%～0.15%
※通常分からこの率を更に引き下げ
(取扱期限) 平成25年3月31日 → 平成26年3月31日

④条件変更(融資期間等の延長)の取扱い延長
・中小企業金融円滑化法の期限到来後も中小企業の経営改善等を支援するため、取扱いを延長した。
(取扱期限) 平成25年3月31日 → 平成26年3月31日

●群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。(57回)

項 目	評定結果 (前回)	評定理由	意見
第二期中期計画	平成24年度計画		
<p>(2) 融資業務 奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用を行う。 標準処理期間 9日</p>	<p>(2) 融資業務 奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 標準処理期間を9日に設定し、以下の措置を講じること等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。 <p>・ 関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。</p> <p>・ 申込事業者の財務諸表分析等について、中小企業信用情報データベースシステムを活用する。</p>	<p>A (S)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標準処理期間内に処理を行った割合は、99.2%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 ● 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。(P2記載事項再掲) ○ きんざい通信講座(平成24年7月～) 【2ヶ月コース】 ○ テーマ: 簿記マスター講座2ヶ月コース、事業承継入門講座2ヶ月コース、金融機関における反社会的・マネーロンダリング対策講座2ヶ月コース ○ 受研者: 業務課1名、管理課1名、出先事務所1名 【3ヶ月コース】 ○ テーマ: 信用リスク管理と融資戦略講座、企業目利き力養成講座、3ヶ月マスター税務コース、新3級FP技能士・学科+実技受験対策講座 ○ 受研者: 業務課2名、管理課1名、出先事務所1名 【4ヶ月コース】 ○ テーマ: 2級FP技能士・学科+実技受験対策講座、中小企業の信用調査講座 ○ 受研者: 業務課1名、総務企画課1名 【8ヶ月コース】 ○ テーマ: 1級FP技能士受験対策講座 ○ 受研者: 業務課1名 ● 理事主催の勉強会の定期的な開催(毎週実施)及び業務プロセス改善等協議を通じ職員の金融知識の充実、経営相談スキル及び能力向上を図っている。 ● 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。(18回) ● 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者による財務諸表データ活用についての研修を行っている。 	
<p>② 適切な貸付条件の設定 奄美群島の産業特性を踏まえた貸付金利、償還方法等を定めているところであるが、既存メニューの利用状況や業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の資金需要、市中金利等を勘</p>	<p>② 適切な貸付条件の設定 適切な貸付条件の設定を行うため、以下の事項に取り組むこととする。</p> <p>イ 政府系金融機関等他の融資機関の貸付利率、貸付限度等の貸付条件について、調査、資料の収集・整理等を行い奄美基金の制度との</p>	<p>A (A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 奄美基金の貸付金利について、第一次産業は株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業)、第二次・三次産業は同公庫(国民生活事業)に準じて設定しているため、毎月、同公庫の金利情報入手し、適切な金利設定に努めている。 	

た条件設定を行う。
なお、融資条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。

比較検討を行う。

ロ 奄美基金において、各市町村の産業関係課を構成員とする融資業務関係者会議を開催し、貸付条件、各地域の資金需要についての意見徴求を行う。

ハ 上記の結果を踏まえ、現在の貸付条件の設定が適切なものであるかどうか評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う等必要に応じて貸付条件の見直しを行う。

※株式会社日本政策金融公庫は、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）が統合し、平成20年10月1日に設立された。

- 奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、引き続きリスク区分に応じた段階的な金利設定を行っている。
- 奄美基金主催の「融資業務関係者会議」を開催し、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の聴取・交換等を行っている。
 - 開催回数：12回
 - 出席者：市町村担当者、金融機関担当者等
 - テーマ：融資業務の概要、実績状況、制度及び手続き等の周知、基金に対する要望等
- 以上の対応等を含め、現在の融資制度、融資条件等の設定が適切であるかどうか内部で検討を行っている。
 - 基金の事業者のニーズを踏まえた融資メニューの活用及び融資条件等についての検討を行っている。
- なお、融資業務の適正な事業実施を図るため、対象となる個別融資先に対する事業完了報告に係る疎明資料の徴求、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図っている。

項 目	評定結果 (前回)	評定理由	意見																																	
第二期中期計画	平成24年度計画																																			
<p>(3) 保証業務、融資業務共通事項</p> <p>① 利用者に対する情報提供 奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等を分かりやすく提供する。 これらの情報については、原則として、発表と同日中に窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。 また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。</p>	<p>(3) 保証業務、融資業務共通事項</p> <p>① 利用者に対する情報提供 利用者に対し、奄美基金の財務内容に關する情報や業務の紹介及び産業経済等に関する情報等をわかりやすく提供するため、ホームページの構成、掲載事項等について見直しを行う。 また、窓口において提供する情報についても利用者の利便性を考慮し、充実を図る。 情報提供に当たっては、原則として、発表と同日中に、窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載する。 また、新規情報について、地元市町村の広報誌等へ随時掲載を依頼する。</p>	<p>A</p> <p>(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者や関係機関の利便性を踏まえ、ホームページ改善プロジェクトを通じて平成25年1月に全面的なホームページの掲載内容、構成等の改善及び群島内地方自治体との相互リンクの設定を行うとともに、引き続き、本部及び出先事務所の窓口や応接室に業務概要、財務諸表等の資料を備え付けることにより、利用者や来客者に対し、分かりやすく情報を提供するよう努めている。 ●貸付金利の変更については、適用日と同日に奄美基金のホームページへ掲載し、財務諸表等その他の情報については、窓口備え付けやホームページへの掲載等を発表と同日に行うよう努めている。 <input type="checkbox"/> 窓口ではすべて同日備え付けを行っている。また、ホームページへの同日掲載は94.4%となっている。 ●また、毎月1回奄美市街地の公共施設において「土曜相談窓口」を設け、利用者に対する情報提供、資金相談受付等を実施している。(相談実績は6件) ●財務諸表、貸付金利等の新規情報については、ホームページへ掲載等しているところであるが、群島内事業者の奄美基金の利用促進を一層図るため、融資メニュー等については、地元市町村に対して広報・周知を依頼し、群島内12市町村のうち8市町の広報誌に11回掲載されている。(23事業年度は11市町村の広報誌に11回掲載) <p><input type="checkbox"/> 広報誌掲載市町村名</p> <table border="1" data-bbox="1249 896 1816 1187"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>掲載月</th> <th>広報誌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">奄美市</td> <td>9月号</td> <td>広報奄美市だより</td> </tr> <tr> <td>11月号</td> <td>広報奄美市だより</td> </tr> <tr> <td>3月号</td> <td>広報奄美市だより</td> </tr> <tr> <td>4月号</td> <td>広報奄美市だより</td> </tr> <tr> <td>喜界町</td> <td>3月号</td> <td>広報きかい</td> </tr> <tr> <td>徳之島町</td> <td>4月号</td> <td>広報とくのしま</td> </tr> <tr> <td>天城町</td> <td>3月号</td> <td>広報あまぎ</td> </tr> <tr> <td>伊仙町</td> <td>3月号</td> <td>広報いせん</td> </tr> <tr> <td>和泊町</td> <td>4月号</td> <td>広報わどまり</td> </tr> <tr> <td>知名町</td> <td>3月号</td> <td>広報ちな</td> </tr> <tr> <td>与論町</td> <td>3月号</td> <td>広報よろん</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	掲載月	広報誌	奄美市	9月号	広報奄美市だより	11月号	広報奄美市だより	3月号	広報奄美市だより	4月号	広報奄美市だより	喜界町	3月号	広報きかい	徳之島町	4月号	広報とくのしま	天城町	3月号	広報あまぎ	伊仙町	3月号	広報いせん	和泊町	4月号	広報わどまり	知名町	3月号	広報ちな	与論町	3月号	広報よろん	
市町村	掲載月	広報誌																																		
奄美市	9月号	広報奄美市だより																																		
	11月号	広報奄美市だより																																		
	3月号	広報奄美市だより																																		
	4月号	広報奄美市だより																																		
喜界町	3月号	広報きかい																																		
徳之島町	4月号	広報とくのしま																																		
天城町	3月号	広報あまぎ																																		
伊仙町	3月号	広報いせん																																		
和泊町	4月号	広報わどまり																																		
知名町	3月号	広報ちな																																		
与論町	3月号	広報よろん																																		
<p>② 利用者ニーズの把握及び業務への反映 資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施(年4回実施)や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受け等を行い、その結果を業務に反映させる。 また、地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関、商工会議所等との定期的な意見交換会の実施</p>	<p>② 利用者ニーズの把握及び業務への反映 イ 資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、業況、経営課題、資金調達等を調査項目とする定期的なアンケート調査を4回実施し、その結果を業務に反映させるため、評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う。</p>	<p>S</p> <p>(A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者ニーズ等を把握するため、アンケートを4回実施している。 <input type="checkbox"/> 実施年月：24年6月、24年9月、24年12月、25年3月 調査先計：回答先数 97件(調査先数は138件) ※寄せられた具体的な意見は次のとおり ・新規事業、起業時及び小規模事業者への資金対応、農場産業(農業等)への支援強化 ・保証人制度の緩和 																																		

等、連携の強化を図るとともに、職員の資質向上、奄美群島や他地域の経済・金融の調査・分析を行う等、コンサルタント機能の充実に努める。

□ 奄美基金の業務内容の周知を一層図るとともに、利用者の資金需要を詳細に把握するための資金説明会や業種間交流促進等を踏まえた意見交換会を4回開催する。また、災害時においては事業者の被害状況等を勘案しながら、現地における資金相談会の開催等について適時対応を行う。

ハ 地域の事業者を支援するため、引き続き地方公共団体、金融機関、商工会議所等との意見交換会を定期的実施し、産業振興に資する各種施策、奄美群島産業・経済動向や事業者の現況等の情報共有により連携強化を図る。また、地域経済、金融の調査・分析等の情報提供を行うとともに、事業者への適切なアドバイスを行うため、基金主催のセミナー

- ・借入金増額の対応（限度額引き上げ）
- ・追加融資への柔軟な対応
- ・地域産業の掘り起こし等への積極的な対応
- ・審査時間短縮、災害を受けた事業者に対する条件変更への積極的な対応
- ・柔軟な金融対応（条件変更、低金利等）
- ・会社の業況を正確に判断したこと及び将来性等を考慮していることについての評価
- ・基金存続の希望
- ・アクティブな事業推進（相談窓口等）に対する評価

これらアンケート結果については次のとおり対応を行っている。

- ・新規事業、起業等への支援については創業セミナーを開催し、独立・起業の準備、事業計画書の作成及び資金調達等の説明を行っているほか、個別案件については相談窓口を設置し対応している。
- ・審査時間の短縮については、審査業務プロセスの見直しを行い審査事務の迅速化に努めている。
- ・条件変更への対応については、災害発生時には事業者の状況把握に努めるとともに、相談窓口の設置、地元新聞およびHPへの掲載等、迅速に対応している。また平時においても、事業者の経営実態を把握し迅速に対応している。

なお、その他の事項については、25年度以降引き続き「評価・点検チーム」で協議、検討を行うこととしている。

● ホームページ上で業務等に関する情報を公表するとともに意見を募集している。

● 利用者の実態等を踏まえ、債権保全の多様化及び弾力的な対応を図るため、融資対象設備に対する動産担保、売掛債権に対する譲渡担保による保証、融資の対応を実施している。（保証、融資共通：9件、146百万円）

● 奄美基金の業務内容の周知及び資金需要の詳細な把握に資するため、資金説明会等を実施している。

- 開催回数：12回
- 出席者：金融機関及び市町村担当者、事業者の方々等
- テーマ：奄美基金業務の概要、保証及び融資制度の周知、利用にあたっての手続き等

● 平成24年8月から10月に発生した台風15号～17号において被災した事業者の方々に対する資金相談窓口を設置するとともに、ホームページや新聞掲載等により利用促進を図るため広く周知に努めている。

※徳之島事務所及び沖永良部事務所における資金相談会を9回実施。（相談受付35件）

● 奄美基金主催の保証業務関係者会議、融資業務関係者会議を通じ、地方公共団体、金融機関等との意見交換を実施している。

また、事業者団体への資金説明会を通じ、群島内産業、経済状況、資金需要の動向等の情報交換を直接行っているほか、事業者を選定して行う経営・再生支援を実施するとともに、当基金役員が講師となつて、各地域の商工会・経営者団体等に、等対する事業者の改善に向けた研修会、地域の独立・起業を計画している方々に対する創業セミナー、土曜相談窓口を実施している。この中で、更に必要性の高い事業者に対しては個別の経営指導、業務改善セミナー、経営セミナーの実施

等を通じて地域に密着した金融機関としての経営サポート機能の充実に努める。

等、事業者への総合的なサポートの強化に取り組んでいる。
○研修会等開催回数：30回（延べ参加人数 406名）

項 目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																																																																																																			
第二期中期計画	平成24年度計画																																																																																																						
3. 予算、収支計画及び資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画																																																																																																						
<p>(1) 財務内容の改善 財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。</p> <p>① 保証業務においては、十分な返済能力が見込まれる者を対象に保証を行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権の回収に努め、奄美基金が保証している債務に係るリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において35%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。</p>	<p>(1) 財務内容の改善</p> <p>① 保証業務について、以下の具体的な取組みを含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、求償権回収率を7.6%以上に向上させること等により24年度末におけるリスク管理債権の割合を35.5%以下に抑制する。</p> <p>(具体的な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査 ・ 保証付き融資と金融機関独自融資の併用促進による事業者の自立化支援とリスクの分散 ・ 審査委員会の活用 ・ 保証先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング ・ 法的回収の強化と効果的な対応 ・ 融資実施金融機関との合同督促の強化 ・ 督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用 ・ 責任共有制度によるリスクの分散 ・ 事業者に対する経営及び再生支援の実施・フォローアップ 	A (B)	<p>● 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>平成24年度におけるリスク管理債権額は新規発生が昨年度に比して減少(408百万円→375百万円)し、回収も減少(443百万円→380百万円)となっているものの、回収不能となった求償権の償却処理を185百万円実施した結果、3,516百万円と昨年度に比して191百万円、対計画比では316百万円の減少となっている。</p> <p>また、求償権の回収率は、保証人等の代位弁済が減少しているものの、不動産処分による回収が大幅に増加しているとともに、その他の回収も増加していることから、回収額が昨年度を上回った(109百万円→145百万円)こと等により6.0%となり、昨年度に比して1.7ポイント上回っている(対計画比では△1.6ポイント)。リスク管理債権の割合については、昨年度に比して1.4ポイント下回っているものの、保証債務残高の伸び悩み等により計画対比では15.7ポイント上回る結果となっている。</p> <p>【計画と実績との比較】</p> <p>(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>20年度</th> <th colspan="2">21年度</th> <th colspan="2">22年度</th> <th colspan="2">23年度</th> </tr> <tr> <th>実績(A)</th> <th>計画</th> <th>実績(B)</th> <th>計画</th> <th>実績(C)</th> <th>計画</th> <th>実績(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>4,632</td> <td>4,465</td> <td>3,880</td> <td>4,267</td> <td>3,834</td> <td>4,055</td> <td>3,707</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>9,914</td> <td>11,162</td> <td>8,083</td> <td>11,056</td> <td>7,168</td> <td>10,949</td> <td>7,052</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>46.7</td> <td>40.0</td> <td>48.0</td> <td>38.6</td> <td>53.5</td> <td>37.1</td> <td>52.6</td> </tr> <tr> <td>求償権回収率</td> <td>3.8</td> <td>5.3</td> <td>4.4</td> <td>5.8</td> <td>5.9</td> <td>6.7</td> <td>4.3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">24年度</th> </tr> <tr> <th>計画(E)</th> <th>実績(F)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>3,832</td> <td>3,516</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>10,787</td> <td>6,862</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>35.5</td> <td>51.2</td> </tr> <tr> <td>求償権回収率</td> <td>7.6</td> <td>6.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>対20実績</th> <th>対21実績</th> <th>対22実績</th> <th>対23実績</th> <th>対24計画</th> </tr> <tr> <th>(F-A)</th> <th>(F-B)</th> <th>(F-C)</th> <th>(F-D)</th> <th>(F-E)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>△1,116</td> <td>△364</td> <td>△318</td> <td>△191</td> <td>△316</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>△3,052</td> <td>△1,221</td> <td>△306</td> <td>△190</td> <td>△3,925</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>+4.5</td> <td>+3.2</td> <td>△2.3</td> <td>△1.4</td> <td>+15.7</td> </tr> <tr> <td>求償権回収率</td> <td>+2.2</td> <td>+1.6</td> <td>+0.1</td> <td>+1.7</td> <td>△1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※リスク管理債権割合=リスク管理債権÷((保証債務残高)+(求償権残高)) ※リスク管理債権の対20年度実績費:△1,116百万円</p>		20年度	21年度		22年度		23年度		実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画	実績(D)	リスク管理債権	4,632	4,465	3,880	4,267	3,834	4,055	3,707	総残高(保証債務+求償権)	9,914	11,162	8,083	11,056	7,168	10,949	7,052	リスク管理債権割合	46.7	40.0	48.0	38.6	53.5	37.1	52.6	求償権回収率	3.8	5.3	4.4	5.8	5.9	6.7	4.3		24年度		計画(E)	実績(F)	リスク管理債権	3,832	3,516	総残高(保証債務+求償権)	10,787	6,862	リスク管理債権割合	35.5	51.2	求償権回収率	7.6	6.0		対20実績	対21実績	対22実績	対23実績	対24計画	(F-A)	(F-B)	(F-C)	(F-D)	(F-E)	リスク管理債権	△1,116	△364	△318	△191	△316	総残高(保証債務+求償権)	△3,052	△1,221	△306	△190	△3,925	リスク管理債権割合	+4.5	+3.2	△2.3	△1.4	+15.7	求償権回収率	+2.2	+1.6	+0.1	+1.7	△1.6	
	20年度	21年度			22年度		23年度																																																																																																
	実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画	実績(D)																																																																																																
リスク管理債権	4,632	4,465	3,880	4,267	3,834	4,055	3,707																																																																																																
総残高(保証債務+求償権)	9,914	11,162	8,083	11,056	7,168	10,949	7,052																																																																																																
リスク管理債権割合	46.7	40.0	48.0	38.6	53.5	37.1	52.6																																																																																																
求償権回収率	3.8	5.3	4.4	5.8	5.9	6.7	4.3																																																																																																
	24年度																																																																																																						
	計画(E)	実績(F)																																																																																																					
リスク管理債権	3,832	3,516																																																																																																					
総残高(保証債務+求償権)	10,787	6,862																																																																																																					
リスク管理債権割合	35.5	51.2																																																																																																					
求償権回収率	7.6	6.0																																																																																																					
	対20実績	対21実績	対22実績	対23実績	対24計画																																																																																																		
	(F-A)	(F-B)	(F-C)	(F-D)	(F-E)																																																																																																		
リスク管理債権	△1,116	△364	△318	△191	△316																																																																																																		
総残高(保証債務+求償権)	△3,052	△1,221	△306	△190	△3,925																																																																																																		
リスク管理債権割合	+4.5	+3.2	△2.3	△1.4	+15.7																																																																																																		
求償権回収率	+2.2	+1.6	+0.1	+1.7	△1.6																																																																																																		

- 保証業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースのシステムを活用している。
- 保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実関係機関に資金を併用促進（4.1%保証実績121件中5件）を行っている。（5件の保証付融資56百万円に併せプロセス融資219百万円を実行している。）
- 保証業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。（121件）
- 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。
- 大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し業況等モニタリングを実施している。（保証・融資共通で94件）
- 平成24年度の法的手続き件数は13件である。
- 融資実施の合同督促を実施している。（22回）
- 督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債権管理区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、また督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。（債権管理委員会開催保証・融資共通で86回）
- 金融機関との適切なリスク分担を図り、両者の連携による事業者への支援体制を強化する目的で、責任共有制が全国信用保証協会を実施されたことから、奄美同制度の導入を基、24年度においでも運用している。
- 奄美基金を利する事業者にかけた経営及び再生支援を行員会」を活用し、19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を対して経営維持・安定、事業再生の支援に努めている。

項 目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																																																																																																		
第二期中期計画	平成24年度計画																																																																																																					
<p>② 融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸付を行うこととし、審査の徹底、延滞債権の回収に努め、金保有するリスク管理債権について、中期目標期間の最後に、39%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。</p>	<p>② 融資業務についても、以下の具体的な取組みを含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、リスク管理債権回収率を9.3%以上に向上させること等により24年度末におけるリスク管理債権の割合を40.0%以下に抑制する。</p> <p>(具体的な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査 ・ 金融機関との協調融資の促進によるリスク分散 ・ 審査委員会の活用 ・ 融資先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング ・ 法的回収の強化と効果的な対応 ・ 共通債務者を持つ金融機関との連携督促 ・ 督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用 ・ 事業者に対する経営及び再生支援の実施・フォローアップ 	A (B)	<p>● 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>平成24年度におけるリスク管理債権額は新規発生が昨年度に比し大きく減少(580百万円→263百万円)し、回収も減少(551百万円→424百万円)となっているものの、さらに回収不能となった貸付金の償却処理を3百万円実施した結果、3,468百万円と昨年度に比して164百万円、対計画比で251百万円の減少となっている。</p> <p>また、リスク管理債権の回収率は、不動産の処分による回収、債務者の分割弁済は増加しているものの、保証人等の代位弁済が減少したことから、回収額が昨年度を下回ったこと等により10.9%となり、昨年度に比して1.8ポイント下回っているが、対計画比では1.6ポイント上回っている。リスク管理債権の割合については、昨年度に比して0.9ポイント下回っているものの、貸付残高の伸び悩み等により対計画比では14.0ポイント上回っている。</p> <p>【計画と実績との比較】</p> <p>(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">20年度 実績(A)</th> <th colspan="2">21年度</th> <th colspan="2">22年度</th> <th colspan="2">23年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績(B)</th> <th>計画</th> <th>実績(C)</th> <th>計画</th> <th>実績(D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>4,398</td> <td>4,225</td> <td>3,898</td> <td>4,056</td> <td>3,754</td> <td>3,886</td> <td>3,632</td> </tr> <tr> <td>貸付残高</td> <td>9,502</td> <td>9,787</td> <td>8,287</td> <td>9,583</td> <td>7,161</td> <td>9,419</td> <td>6,621</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>46.3</td> <td>43.2</td> <td>47.0</td> <td>42.3</td> <td>52.4</td> <td>41.3</td> <td>54.9</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権回収率</td> <td>7.3</td> <td>8.4</td> <td>8.1</td> <td>8.7</td> <td>8.8</td> <td>9.0</td> <td>12.7</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">24年度</th> </tr> <tr> <th>計画(E)</th> <th>実績(F)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>3,719</td> <td>3,468</td> </tr> <tr> <td>貸付残高</td> <td>9,289</td> <td>6,428</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>40.0</td> <td>54.0</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権回収率</td> <td>9.3</td> <td>10.9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>対20実績</th> <th>対21実績</th> <th>対22実績</th> <th>対23実績</th> <th>対24計画</th> </tr> <tr> <th>(F-A)</th> <th>(F-B)</th> <th>(F-C)</th> <th>(F-D)</th> <th>(F-E)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>△ 930</td> <td>△ 430</td> <td>△ 286</td> <td>△ 164</td> <td>△ 251</td> </tr> <tr> <td>貸付残高</td> <td>△ 3,074</td> <td>△ 1,859</td> <td>△ 733</td> <td>△ 193</td> <td>△ 2,861</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>+ 7.7</td> <td>+ 7.0</td> <td>+ 1.6</td> <td>△ 0.9</td> <td>+ 14.0</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権回収率</td> <td>+ 3.6</td> <td>+ 2.8</td> <td>+ 2.1</td> <td>△ 1.8</td> <td>+ 1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※リスク管理債権割合=リスク管理債権/貸付残高 ※リスク管理債権の対20年度実績費: △ 930百万円</p> <p>○ 融資業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。 ○ 奄美基金の融資と金融機関プロパー融資との調整・協議の上、協調融資(2.2%、貸付実績137件中3件)を実行している。(3件の奄美基金融資200百万円に併せプロパー融資440百万円を実行している。) ○ 融資業務の申込み全案件について審査委員会で審議してい</p>		20年度 実績(A)	21年度		22年度		23年度		計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画	実績(D)	リスク管理債権	4,398	4,225	3,898	4,056	3,754	3,886	3,632	貸付残高	9,502	9,787	8,287	9,583	7,161	9,419	6,621	リスク管理債権割合	46.3	43.2	47.0	42.3	52.4	41.3	54.9	リスク管理債権回収率	7.3	8.4	8.1	8.7	8.8	9.0	12.7		24年度		計画(E)	実績(F)	リスク管理債権	3,719	3,468	貸付残高	9,289	6,428	リスク管理債権割合	40.0	54.0	リスク管理債権回収率	9.3	10.9		対20実績	対21実績	対22実績	対23実績	対24計画	(F-A)	(F-B)	(F-C)	(F-D)	(F-E)	リスク管理債権	△ 930	△ 430	△ 286	△ 164	△ 251	貸付残高	△ 3,074	△ 1,859	△ 733	△ 193	△ 2,861	リスク管理債権割合	+ 7.7	+ 7.0	+ 1.6	△ 0.9	+ 14.0	リスク管理債権回収率	+ 3.6	+ 2.8	+ 2.1	△ 1.8	+ 1.6	
	20年度 実績(A)	21年度				22年度		23年度																																																																																														
		計画	実績(B)	計画	実績(C)	計画	実績(D)																																																																																															
リスク管理債権	4,398	4,225	3,898	4,056	3,754	3,886	3,632																																																																																															
貸付残高	9,502	9,787	8,287	9,583	7,161	9,419	6,621																																																																																															
リスク管理債権割合	46.3	43.2	47.0	42.3	52.4	41.3	54.9																																																																																															
リスク管理債権回収率	7.3	8.4	8.1	8.7	8.8	9.0	12.7																																																																																															
	24年度																																																																																																					
	計画(E)	実績(F)																																																																																																				
リスク管理債権	3,719	3,468																																																																																																				
貸付残高	9,289	6,428																																																																																																				
リスク管理債権割合	40.0	54.0																																																																																																				
リスク管理債権回収率	9.3	10.9																																																																																																				
	対20実績	対21実績	対22実績	対23実績	対24計画																																																																																																	
	(F-A)	(F-B)	(F-C)	(F-D)	(F-E)																																																																																																	
リスク管理債権	△ 930	△ 430	△ 286	△ 164	△ 251																																																																																																	
貸付残高	△ 3,074	△ 1,859	△ 733	△ 193	△ 2,861																																																																																																	
リスク管理債権割合	+ 7.7	+ 7.0	+ 1.6	△ 0.9	+ 14.0																																																																																																	
リスク管理債権回収率	+ 3.6	+ 2.8	+ 2.1	△ 1.8	+ 1.6																																																																																																	

- る。(137件)
- 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。
- 大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し業況等モニタリングを実施している。(保証・融資共通で94件)
- 平成24年度の法的手続き件数は8件である。
- 共通債務者を持つ金融機関との合同督促を実施している。(9回)
- 督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債権管理業務区分に応じた効果的な督促業務に資する債権管理委員会委員会の協力を活用している。(債権管理委員会開催保証・融資共通で8回)
- 奄美基金を平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、19事業者に対して経営維持・安定、事業再生の支援に努めている。

●平成24年度末におけると繰越欠損金額は、当年度利益で30百万円を上したことから5,737百万円となっている。繰越欠損金は独立行政法人化に伴い、民間金融機関と同等の自己査定及び引当基準に基づく適切な引当金計上等によりリスク管理債権の削減及び一般管理費の削減等により削減に努めているところである。平成24年度は、収益面において償却債権回収及び責任共有負担金の増加等により経常収益が増加し、費用は減少したことから総体的には30百万円の当期総利益計上となっている。引き続き、審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援の措置などによるリスク管理債権の削減、臨時例に国家公務員給与構造改革及び国家公務員の給与改定及び財務内容に健全化を進め、単年度の収支の改善・繰越欠損金の削減に努めることとしている。

なお、独立行政法人の制度及び組織の見直しにあたっては、課内部に「第三者委員会」を設置し外部有識者の委員より課題等の協議、検討を行っている。(平成24年7月以降4回開催)この結果は平成24年11月に主務大臣及び奄美群島振興開発審議会(以下、「審議会」)へ報告を行い、更に審議会を開催し、審議による審議(平成24年12月以降3回開催)を経て、平成25年4月に審議会へ報告が行われている。この結果は、資金の安定供給、事業者等に対する情報提供、いきなめ細かな助言・指導の実施及び地元自治体等との連携を強化していくほか、組織運営面では、内部牽制機能をコンプライアンス及びモニタリング等の強化と能力・業績を反映した人事評価制度への改善に努めることと債権の削減、融資・保証の充実等の改善策の実行を通じ単年度の利益計上を積み重ね、繰越欠損金解消を図ることとしている。

【繰越欠損金の推移】

③「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)における措置事項に基づき、具体的な繰越欠損金の解消に向けた計画の策定を行うとともに組織・業務の見直しを実施する。

(単位：百万円)

	独法化時点 (H16/10/1)	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
繰越欠損金	4,989	4,958	4,934	4,917	4,886	5,038
対前年度 増減額	(実績) (-)	(Δ31)	(Δ24)	(Δ18)	(Δ30)	(+152)
	(計画) (-)	(Δ43)	(Δ82)	(Δ65)	(Δ85)	(Δ43)

	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末
繰越欠損金	5,055	5,201	5,767	5,737
対前年度 増減額	(実績) (+17)	(+146)	(+566)	(Δ30)
	(計画) (Δ65)	(Δ38)	(Δ28)	(Δ22)

③ この他、余裕金の運用については、リスク面には十分注意しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

④ この他、保証業務における資金運用については、国債等による運用も含め、リスク面には十分配慮しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

A
(A)

●収益性を勘案し、国債、地方債による運用を行っている。
○購入金額：1,900百万円(国債：1,900百万円)
○国債等保有残高：2,585万円(平成23年度末比で201百万円の増加)

【平均残高等の比較】

(単位：百万円、%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
平均残高	600	766	1,002	1,439	1,484
運用益	3	10	13	19	20
運用利回り	1.22	1.31	1.26	1.35	1.36

	21年度	22年度	23年度 (A)	24年度 (B)	(B-A)
平均残高	1,587	1,717	2,058	2,413	+355
運用益	20	21	24	25	+1
運用利回り	1.27	1.22	1.16	1.04	Δ0.12

(参考)

平成24年度は、平成23年度に引き続き融資業務においても収益性を勘案し、国債(短期)による運用を行っている。

- ・購入金額：3,699百万円
- ・国債保有残高：800百万円※年度末
(平均残高：1,075百万円、運用益：1百万円、運用利回り：0.09%)

(2) 予算
別表1のとおり(略)

(2) 予算
別表1のとおり(略)

B
(C)

●予算については、収入において貸付回収金及び求償権等回収金の減少により予算額を657百万円下回っている。一方、支出において、貸付金及び代位弁済の減少により予算額を1,213百万円下回っている。

(3) 収支計画
別表2のとおり(略)

(3) 収支計画
別表2のとおり(略)

●収支計画が、計画では純利益22百万円のところ、決算は30百万円と計画を上回る結果となっている。

(4) 資金計画
別表3のとおり(略)

(4) 資金計画
別表3のとおり(略)

●資金計画の実績は別添のとおり適正に執行している。

4. 短期借入金の限度額 4億円	4. 短期借入金の限度額 4億円	A (A)	平成24年度においては、適切な支出管理を行うことなどにより資金繰りの安定に努めたことから、短期借入を行うことなく、効率的な業務運営を図っている。
5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	—	平成24年度は該当なし。 なお、奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要な不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。
6. 剰余金の使途 該当なし	6. 剰余金の使途 該当なし	—	平成24年度は該当なし。
7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	—	平成24年度は該当なし。
8. 人事に関する計画 職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るため、目標の管理や評価基準の明確化などにより、個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を給与・特別手当に反映させるとともに、職員の能力、資質に応じた適正な人事配置を行う。 (参考1) 期初の常勤職員数 21名 期末の常勤職員数見込み 20名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 814百万円	8. 人事に関する計画 下記の方策を行う。 (1) 年度計画を踏まえ、各課における業務の年度計画及び達成に向けた個別職員にかかる目標項目を設定するとともに、職務、職級に応じた評価体系を明確にし、これら実施状況と職員の取組状況を勘案した人事考課を行う。 (2) 上記結果を受け、給与、特別手当等に反映させることにより職員のインセンティブの確保を図る。 (3) 年度計画の達成状況を踏まえ、業務実施体制及び職員の能力、資質等を反映した人員配置を行う。	S (A)	●平成24年1月に職務・職級に応じて期待される能力・資質面のガイドラインを作成・周知している。 ●定例的に年度計画と実績状況を役職員で共有し、組織全体での目標管理を行っている。 また、職員の評価にあたっては、個別の目標(評価)シートの作成により、具体的な目標項目を設定し、半期に1回の実績評価を実施している。なお、実績評価にあたっては、当事者意見、各課長等の評価、理事長の評価等段階的かつ個別面談を行うなど詳細な評価方法で実施している。 なお、評価内容については個別面談を通じ各職員にフィードバックを行っている。 ●個々の職員の勤務成績を給与、特別手当へ反映し、職員のインセンティブの確保を図ると同時に能力、業績等に見合った人事評価制度の検討を行い、職員への周知・啓蒙、職員組合との度重なる交渉等を実施している。 平成24年度及びそれ以前からの調整の結果、職員組合との調整が終了し、平成25年6月には給与規程の改正を行い、職員能力に応じた厳格な人事制度にあらためている。 このことで基金の業績と人件費を一定程度、連動させることが可能となった。 また、際だった成果、資格取得等を行った職員に対し「表彰」を実施している。 ●職員能力に応じた人事配置については実施しているところであるが、24年度の計画達成状況を踏まえ、更なる審査及び債権管理体制の強化及び内部統制の強化を図るため、組織体制及び人員配置の見直しの検討を行い、監査を含む内部統制担当職員を専任配置(1名)したほか、長期にわたり同じ業務を行っている職員の異動を実施(2名)している。

<記入要領>・項目毎の「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」の欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成24年度業務実績評価調書：独立行政法人奄美群島振興開発基金

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：14項目）

SS	0項目	
S	4項目	████████████████████
A	9項目	██
B	1項目	████
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下、「奄美基金」という。）は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的としている。

これら目的を達成するため、奄美基金は、引き続き保証・融資及び債権管理等の業務を実施している。

評価項目ごとにみると、評点Sになっている項目では、業務運営体制の効率化について、業務プロセス、コンプライアンス体制の改善及び内部統制の強化が図られたほか、一般管理費の削減については、引き続き計画以上の実績となっている。また、利用者ニーズの把握及び業務への反映については、アンケート結果等に基づいて創業者支援及び相談受付体制の強化に努めるなど適切な対応に努めたほか各種セミナーの実施により地域の事業者の経営サポートの強化が図られた。さらに人事に関する計画について、職務、職級に応じた人事評価制度の導入、かつ適切な人員配置を実施するなど優れた実施状況にあると認められる。

次に評点Aとなっている項目では、保証・融資業務に係る事務処理の迅速化及び適切な保証・融資条件の設定が着実に実施されているほか、利用者に対する情報提供も確実に実施されている。

また、財務内容の改善について、リスク管理債権は依然として高い割合ではあるが、着実に減少させるとともに、単年度収支の改善により繰越欠損金も削減している。

次に評点Bとなっている項目では、予算・収支計画等について、収支計画では純利益が計画を上回る結果となり、昨年度と比し改善されている。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 事業者に対して創業時の注意点を示し、事業計画を慎重立案させることは、リスク管理債権の新規発生を抑制できるので、非常によい取り組みであると思う。
- ・ 保証業務と融資業務の両方において、リスク管理債権残高を減少させても、総残高がそれを上回るほど減少していることで、リスク管理債権割合が高いままである、総残高が計画を大きく下回っている原因と対策を検討する必要がある。
- ・ 事業再生や経営支援の専門家を育成するためにも、政策金融機関や民間金融機関との人事交流を検討する必要があると思われる。

- ・ 「あり方」に示された「今後の方向性」は、理事長の目指しておられる方向性と合致しているものと認識している。引き続き、役職員各位の志気の維持を確保しつつ、トップ・ダウンのリーダーシップを発揮されることを期待したい。
- ・ なお、内部統制の構築に関しては、「奄美群島振興開発に必要な政策金融のあり方」(平成25年3月)で、示されているとおり、「相互牽制を働かせるために・・・全体の組織規模に見合わない過度な人員配置をすることは、金融機関としての主要業務に配置すべき人員にしわ寄せして、結果的に機能低下を招くことがある。職員間の相互チェックと上司によるモニタリングの更なる活用を図るなど、費用対効果を勘案しつつ、組織規模にふさわしい内部統制の枠組みを構築することに十分配慮する必要がある」(p.p. 15-16)と考えられるので、このことを申し添えたい。

(その他)

現在、国において中小企業向けのセーフティネット保証の実施や金融円滑化法期限到来後の適切な金融支援措置が推進されているところである。

これらについて奄美基金においては、引き続き、セーフティネット保証の群島内利用者からの申請受付窓口となって鹿児島県信用保証協会への進達等を行うとともに円滑化期限到来後の対応等についても既設置の窓口において積極的な相談受付・支援等の実施に努めており、群島民へのサービスが低下しないよう適切な対応を行っている。

地域の事業者に対して基金役員が創業、起業支援及び経営改善等について研修会を実施するなど、地域金融機関としての経営サポート的役割を発揮しているところであるが、これらの実績等を踏まえ、さらに奄美基金の融資先等に対して個別の経営アドバイス等の実施により、経営内容の改善を促進し、基金自体の債権の健全化に結びつけることが重要である。

また、独立行政法人の制度及び組織の見直しにあたっては、「第三者委員会」、さらに奄美群島振興開発審議会のワーキンググループにより検討が行われた。その中で、奄美基金は今後、この検討結果を受けて業務及び組織運営面における改善事項を着実に実行していくとともに、延滞債権等の削減、保証、融資等の充実等を通じ単年度利益の確保、繰越欠損金の解消に努めることが必要とされた。

総合評定
(SS, S, A, B, Cの5段階)

A

(評定理由)

奄美基金は、唯一奄美に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が引き続き行われていることを認める。

また、業務プロセスの改善及び内部統制の強化による業務運営体制の効率化、利用者ニーズの把握及び業務への反映についての適切な対応及び人事制度の改善等において着実な業務改善の実績が認められる。また、引き続き一般管理費の削減等によるサービスの向上等に向けた取り組みを実施していることも高く評価される。

さらに、リスク管理債権についても依然高い水準ではあるものの着実に減少させているほか、単年度利益の確保により累積欠損金も減少する結果となった。

以上、総合勘案するに年度計画については順調に達成していると認め、上記評定とするに至ったものである。

なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取り組みを行っていく必要がある。

	実績	評価	
1 政府方針等	<p>○ 「平成23年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23年12月9日政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p> <p>○ 「平成23年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25年1月21日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。</p> <p>○ 政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院等において取り組むべきとされた事項について、その進捗状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>○ 該当なし</p> <p>○ 該当なし</p> <p>○ 平成19年度決算検査報告における指摘事項への対応として、融資業務の適正な事業実施を図るため、対象となる個別融資先に対する事業完了報告に係る疎明資料の徴求、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図っている。</p> <p>【業務実績報告書「2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」(2)融資業務②適切な貸付条件の設定」参照】</p>	<p>○ 融資業務の事業完了確認事務は適正に実施されており、問題は認められない。</p>
2 保有資産の管理・運用等	<p>○ 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。</p> <p>○ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>○ 宿舎は、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なものに限定し、主として福利厚生(生活支援)の目的での使用は行っていない。</p> <p>○ 奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要な不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。</p> <p>【業務実績報告書「5. 重要な財産の譲渡等の計画」参照】</p>	<p>○ 宿舎は、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要なものに限定しており、問題は認められない。</p> <p>○ 奄美基金における実物資産は、業務の実施に必要な不可欠かつ必要最小限のものであり、問題は認められない。</p>
3 内部統制	<p>○ 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。</p>	<p>○ 奄美基金は「奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励すること」を目的としており、金融支援による下支えを行うことで奄美群島の産業振興に貢献することが重要な使命である。</p> <p>このような奄美基金の目的・使命達成を図る上において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務内容の健全化 ・業務の生産性の向上 ・コンプライアンス強化 <p>以上の点を、重要課題と捉え、それぞれの改善に向けた取り組みを促進させているところである。</p> <p>(「財務内容の健全化」に向けた取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な収入を確保し、財務の健全化を図るために、優良な金融資産を確保する必要があることから、資金相談会、各行政機関等との連携などを通じ、奄美基金の業務の周知・浸透に努めた。 ・債権の管理回収強化のため、債務者とのコンタクト件数を増加させるプロジェクトを実施。また、顧問弁護士との情報交換を緊密に行い、法的措置を有効に実施するなどの管理回収業務の改善を図った。 ・奄美基金役員が講師となって、各地域の商工会、経営者団体等に対する事業者の経営改善に向けた研修会、地域の独立・起業を計画している方々に対する創業セミナー、土曜相談窓口を実施した。この中で、更に必要性の高い事業者に対しては個別の経営指導、業務改善セミナー、経営セミナーの実施等、事業者への総合的なサポートの強化に取り組んだ。 <p>⇒ 以上のような取り組みの結果、平成24事業年度は単年度黒字化が図られている。</p> <p>(「業務の生産性の向上」に向けた取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務上発生するリスクを抑制・軽減させるため、業務プロセス改善にかかるプロジェクトチームによりプロセスマップ及び業務記述書等の作成整備を行うとともに、全般的な様式、マニュアル等の改正を図り業務効率の改善、業務プロセスの共有に努めた。 ・組織全体の目標達成意識・業務改善意識の向上のため、組織の目標を明確にするとともに個人の目標管理も強化した。 ・勉強会の定期的な開催及び資格取得の奨励等を通じ職員の金融知識の充実、経営相談スキル及び能力向上を図った。 <p>⇒ 資格取得奨励の結果、職員の資格取得の状況は次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FP1級 1名 ・FP2級 2名 ・宅地建物取引主任 1名 <p>・個々の職員の貢献が人事上も反映される仕組みを構築するため、職員のインセンティブの確保を図ると同時に能力、業績等に見合った人事評価制度の検討を行った。</p> <p>(「コンプライアンス強化」に向けた取り組み(措置済みの事項含む))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス体制の責任者を理事長へ変更した。 ・社内報を通じて、コンプライアンス等の共有すべき情報を理事長から職員へ毎月発信した。 ・「コンプライアンス委員会」での協議を実施(開催回数12回)したほか、違反行為に対する処分を具体的に規定する等のコンプライアンス関係規程及びマニュアルの改正を行い(平成24年4月)、コンプライアンス体制の強化に努めた。 ・毎月の例会等においてコンプライアンスの情報発信、周知を行うとともに職員に対しコンプライアンスチェックシートにより浸透度等の点検を行った。 	<p>○ 法人のミッションや、これの達成に向けて克服すべき課題を明確にした上で業務運営の改善に努めている。個別課題についても、各々の改善に向けた取り組みがなされており、特に「財務内容の健全化」においては、平成24事業年度で黒字化が図られるなど、着実に改善が図られている。</p>